

都内各病院管理者 殿

東京都保健医療局医療政策部長
遠藤 善也
(公印省略)

令和5年度地域医療勤務環境改善体制整備事業に係る交付申請書の提出について（依頼）

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

東京都では標記の事業により、医師の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関を対象として、医師の労働時間短縮のための体制整備に要する経費を補助しています。

つきましては、令和5年度に事業計画がある場合は、下記のとおり交付申請書を御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象医療機関

次のいずれかを満たす都内の医療機関（ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除きます。）

なお、（1）及び（2）の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とします。

- （1）救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- （2）救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- （3）地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- （4）その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※別紙「対象医療機関の補足」も併せて御参照ください。

2 補助内容

(1) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業（例えば、勤怠管理システム等の ICT 機器、休憩室整備費用、改善支援アドバイス経費、短時間勤務要員の確保経費等の医師の労働時間短縮のための取組に要する経費を補助します。「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づいて実施する取組であれば、全て補助対象となります。）

(2) 交付要件

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者を配置すること。
- イ 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している又は雇用を予定している医療機関
- ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、医師の労働時間を短縮するための「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。
- エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(3) 基準額

133 千円／床

(4) 補助率

10 分の 10（ただし、資産形成経費については 10 分の 9）

※交付要件等の詳細については、東京都保健医療局のホームページに掲載している「地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱」を御覧ください。（掲載場所は「5 提出書類様式等」を御参照ください。）

※交付要件の「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」は任意の様式となりますが、厚生労働省が開催している「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、医師の年の時間外・休日労働時間が 960 時間を超えている医療機関は「医師労働時間短縮計画」を作成することが努力義務とされていることから、この「医師労働時間短縮計画」を「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」として事業を実施していただいても構いません。参考に、「医師労働時間短縮計画」の様式及び作成例を東京都保健医療局のホームページに掲載いたします。また、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」も掲載しておりますので、「医師労働時間短縮計画」の作成に当たっては、そちらも併せて御参照ください。

3 提出書類

- ア 地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- イ 経費所要額調（別紙 1）
- ウ 地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書（様式 1）
- エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（様式 2）
- オ 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
- カ その他参考資料（※各経費の算出根拠のわかる書類等を添付してください。）
- キ 印鑑証明書
- ク 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

※交付申請時での御提出が難しければ、実績報告時での御提出でも構いません。

4 提出書類様式等

提出様式、交付要綱等は、東京都保健医療局のホームページに掲載しております。

《掲載場所》保健医療局トップページ>医療政策>その他の医療対策

>東京都医療勤務環境改善支援センター・病院勤務者勤務環境改善事業

>地域医療勤務環境改善体制整備事業

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/sonota/kinmukankyokaizen/tiikiiryokinmukankyokaizen.html>

5 提出期限

令和5年10月2日（月曜日）

6 提出方法

郵送及びデータ提出

7 提出先及び問合せ先

郵送先：〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当 担当：望月

データ提出先：E-mail：S1150404@section.metro.tokyo.jp

電話：03-5320-4441（直通）

8 その他

- (1) 本事業は都の予算の範囲内で実施するものであり、交付申請書の提出をもって補助事業の実施が確約されるものではありません。
- (2) 各経費の算出根拠のわかる書類が不十分の場合には、追加で書類の提出をお願いする場合があります。あらかじめ御承知おきください。
- (3) データ提出時、メール件名を「【病院名】令和5年度地域医療勤務環境改善体制整備事業 交付申請書提出」としてください。
- (4) 「病院勤務者勤務環境改善事業」と重複しての申請は認めません。本事業の対象医療機関であつて、「病院勤務者勤務環境改善事業」と重複する補助事業を実施する医療機関は、可能な限り本事業で申請するようお願いいたします。
- (6) 補助対象病院には、東京都による以下の取組に協力していただく場合がございます。
 - ア 本事業の取組状況の確認や本事業実施後の効果検証（東京都及び東京都医療勤務環境改善支援センターに配置しているアドバイザーが訪問又は電話により実施）
 - イ 東京都医療勤務環境改善支援センターにおける事例発表会での取組状況発表や勤務環境改善に関する好事例集への事例提供